

平成27年第12回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第12回総会
- 2・日時 平成27年12月1日(火) 午後15時～16時55分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について (6件)

議案第3号 非農地証明願いについて (2件)

議案第4号 農地法第4条1項8号の規定による農地転用届けについて (2件)

その他

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成27年第12回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

こんにちは。

先日開催された、「食と農業まつり」は、曇天ではありましたが、無事終了しました。非常に盛会になり、協力有難うございました。

そしてまた、農地パトロールも、最終日には豪雨の中に終了して頂き、本当にご苦労さまでした。

さらに東北地方への研修旅行では仙台の圃場の広さにびっくりしましたが、帰町して中山間地の農地を改めて見て、今後どうなるかと危惧しているところでもあります。そのような時にしか話せないことも話題にできました。有難うございました。

今日は議題が多いようですので、宜しく審議の程をお願いします。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、5番、(山口 則久)、6番(福島 晴人) 委員をお願いします。

続きまして、日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

以上が申請内容ですが、排水等についても特に問題ないと思われま

○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○7 番

申請地は、〇〇〇地区にある農地です。今回の新築計画により現況と登記の不一致が判明しましたので、申請されています。追認ですが、問題ありません。

○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○3 番

土地分筆後はどのように管理されていますか。

○事務局

はい。当初から自己資金で追加増築されたために、チェックがどこからもされずにこれまで来た物件です。今後は、現況と登記が整合するようになります。

○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第 4 条の申請 1 番は許可されました。

続きまして、日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 1 番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

以上が申請内容ですが、排水等についても特に問題ないと思われま

○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○7 番

申請地は、〇〇〇地区にある農地です。先ほどと同じ物件ですので、問題ないと考えます。

○議 長

確認委員の補足説明が、終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○5 番

現地での水田の登記地目からは畑への利用で、登記はどうされるのですか。

○事務局

登記上の水田のままで、畑として利用されるようです。管理上に問題はないかと考えています。
また将来水田として利用することも可能なように、用水路も整備されています。

○3 番

土地分筆の登記手数料の費用は高いと思われませんが、どうされていますか。さらに税務課での納付状況はどうでしょうか。

○事務局

登記は既に完了されています。課税については、他権者と納付者が別でないと贈与税等の対象になるとの指導を行い、別々に納付されることとなりました。

○議 長

ほかに質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1番について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1番については許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料の読み上げ～

以上が申請内容ですが、排水等についても特に問題ないと思われま

○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○8 番

申請地は〇〇〇地区にある農地です。中山間地域等直接支払い制度対象農地でしたが、5年前にその対象からも除外されています。家業で出る排水処理の確認もしましたので、問題ないと考えます。

○議長

確認委員の説明が終わりました。質問のある方は挙手もって質問してください。

○5 番

この農地は圃場整備地区ですが、農業振興地区内の農地ではないですか？

○事務局

いいえ、10月末に農業振興地区から除外されています。

○議長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2番は許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料の読み上げ～

以上が申請内容ですが、排水等についても特に問題ないと思われま

○議 長

事務局より説明が終わりまし。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○8 番

申請地は〇〇〇地区にある農地です。排水の確認もしましたので、問題ないと考えます。

○議 長

確認委員の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○3 番

道路改良工事での収用に係る代替地ということですが、売買単価は判りますか？単純な農地買収単価ではないようですので。

○事務局

ご意見の通り、単なる農地の売買ではありません。但し、持っている資料では収用される方の県との売買金額しか判りません。この県道道路改良工事における収単価は、これまでの事例によりますと、単価が㎡あたり 3,000 円です。唯、目的が道路建設ですので、今回の目的が宅地ということで、単価については当事者でないので判りません。

○12 番

この契約は当事者のみでの契約ですか？県道改良工事であり、地権者も複数名ですので、仲介者がいるのではないですか？

○事務局

代替地の取得までは、事業者の県が買収します。収用の範囲内だからです。それ以外の取得については、個人間の契約となります。さらに、その契約は課税対象となります。

○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請3番について、集積計画の作成を要請することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第2号 農地法5条の規定による許可申請3番は許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請4番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料の読み上げ～

以上が申請内容ですが、排水等についても特に問題ないと思われま

○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○9 番

申請地は、〇〇〇地区にある農地（水田）です。特に支障ないと考えま

○議長

確認委員の説明が、終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○1 番

この契約は、個人間の貸借契約ですか？

○事務局

そうですが、個人と〇〇〇会社（代表が同一人物）との契約です。

○議長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請4番について、許可することに賛成の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第2号 農地法5条の規定による許可申請4番について許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法5条の規定による許可申請5番についてですが、当時者である3番委員の退席を求めます。

～退席を確認後～

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料の読み上げ～

以上が申請内容ですが、排水等についても特に問題ないと思われま

○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○9番

申請地は〇〇〇地区にある農地です、国道と町道との交差点横にある農地ですが、地元との用水管理（暗渠）の確認もされているので、特に問題ないと考えます。

○議長

確認委員の説明が、終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請5番について、許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請6番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料の読み上げ～

以上が申請内容ですが、排水等についても特に問題ないと思われま

○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○9番

申請地は〇〇〇地区にある農地です。取り付け道路改良され排水の確認もしましたので、問題ないと考えます。

○議長

事務局から、建築確認申請における「位置指定道路」について委員さん方に説明してください。

○事務局

家を新築する場合、公道（国・県・町道に接道しなければなりません。若しくは、有田町の場合には「位置指定道路」として、県の建築担当者が認める必要があります。

今回の申請では、予定地に接する道路が農道です。そこで、佐賀県の「位置指定道路」の認可が必要です。

○議長

確認委員の説明が、終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○3番

この契約で〇〇〇氏はどういう関係ですか？

○事務局

〇〇〇氏の娘婿であり、同居予定され土地及び建物も共有されます。

○3番

先ほど説明があった、「位置指定道路」の許可が出ているのですか？

○事務局

建築確認申請は、有田町建設課を経由して佐賀県の許可が出ますし、「位置指定道路」の許可も同様ですので、農業委員会ではその可否を把握しておりません。

○3番

「位置指定道路」の許可が出ていない場合、先に農業委員会で農地転用の許可を下ろすのは難しい。その可否によって、農業委員会が転用判断を決定すべき案件だと思います。逆の場合、農業委員会が非難される恐れがあります。今後は慎重に対応してください。

○事務局

「位置指定道路」の許可について、建設課へ今から確認します。

○4 番

この道路で新設された道路側溝等は、個人負担で整備されたのですか？

○事務局

そうです。町道ではない道路を利用して、建築確認申請を受理してもらうために、個人で整備されたものです。

○事務局

先ほど、伊万里土木事務所の建築担当者に確認しました。建築確認及び位置指定道路の申請をしてあるかどうかと決定されたかの確認のためです。申請はしてありますが、許可は未だ下りていないそうです。

そのため、今回の申請については「位置指定道路」の許可を前提としての決定をお願いできればと思います。

○4 番

この申請書類での建築平面図では、建物が道路用地まではみ出て建てられるように見えるが、どうですか？

○事務局

表示の仕方が悪くそう見えるだけです。建物の幅員や延長を示すための引出線の出し方が、建物自体が道路にまで立つように錯覚し易いような表現でした。今後はこのように紛らわしい表示はさせないように、事務局でも注意していきます。

○議 長

ほかに質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。但し、本日の意見で出ました、位置指定道路の許可が下りることを前提としての採決とします。全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請6番について、許可されました。続きまして、議案第3号 非農地証明願い1番について、事務局より説明をお願いします、

○事務局

～資料の読み上げ～

○議 長

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○7 番

申請地は山林として長年経過し大木が生えてますので、畑に戻る可能性はないと思います。

○議 長

確認委員の説明が終わりました。質問のある方は、挙手を持って質問してください。

○議 長

質問がないようですので、採決に移ります。
議案第3号 非農地証明願い1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により、議案第3号、非農地証明願い1番については、許可されました。
続きまして、議案第3号 非農地証明願い2番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

○議 長

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○7 番

申請地は、〇〇〇の農地となります。里道を通路として連絡できますが、人が一人歩ける程度の幅員しかありませんし、現地は鉄道敷地と宅地に挟まれた極小農地です。今後の利用は見込めませんので問題はないと考えます。

○議 長

確認委員の説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号 非農地証明願い2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、議案第3号 非農地証明願い2番について、許可されました。

○議 長

続きまして、議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届け1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料の読み上げ～

今回の農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出には初めての案件ですので、その根拠を申し上げます。資料により第4条は「農地の転用の制限」ですが、その第8号は「その他農林水産省例で定める場合」です。

詳しくは、第32条に記載してありますが、「農地の転用の制限の除外」として耕作する者が農地を耕作事業その他のために、農地2アール未満を農業用施設等に転用できます。今回の申請が、その例外規定に該当します。

以上が申請内容ですが、排水等についても特に問題ないと思われま

○議 長

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○7 番

申請地は、〇〇〇の農地となります。申請地は申請者の本家があった場所です。現在の農業用倉庫が自宅から遠く、盗難被害に会った過去もあるので、自宅横への建設計画となっています。問題はないと考えています。

○議 長

確認委員の説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届1番について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成により、議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届け1番については受理されました。

○議 長

続きまして、議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届け2番について議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料の読み上げ～

以上が申請内容ですが、排水等についても特に問題ないと思われま

○議 長

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○9 番

申請地は、○○○地区の農地となります。道路改良工事により農業用倉庫がなくなったため、申請地に新築を計画されたものです。

○議 長

確認委員の説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 農地法第4条第1項第8号による農地転用届け2番について、受理することに賛成の挙手を求めます。
全員賛成により、議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届け2番については受理されました。
以上で、全て終了しましたが、ほかに連絡等ありませんか。
その他でございませ

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

平成27年第12回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は平成28年1月5日(火)の予定です。

総会 16時55分 終了

有田町農業委員会会長

署名

署名 5番

署名 6番

書記

木寺 正文